

## 第 1030 回教育委員会 会議録

平成 28 年 8 月 22 日

15:05～15:40

### ①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1030 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、菊川委員と小嶋委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

- (1) 「平成28年度全国高等学校総合体育大会の結果について」と、
- (2) 「第98回全国高等学校野球選手権大会の結果について」は、資料の配布をもって報告とし、事務局の説明は省略といたします。

<廣瀬教育長>

これより議事に入ります。

### ⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における平成 29 年度使用教科用図書採択について」、義務教育課特別支援教育室長及び高校教育課長より説明願います。

<特別支援教育室長>

よろしく願いいたします。議第 1 号につきましては、山形県立特別支援学校小学部、中学部及び山形県立中学校の平成 29 年度使用教科用図書を案のとおり採択いただきたく、お諮りするものです。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。議第 1 号、1-1 頁から 1-18 頁までが、県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成 29 年度使用教科用図書採択案、県立中学校における平成 29 年度使用教科用図書採択案でございます。そのうち 1-14 頁が資料 1、そして 1-15、16 頁が資料 2、1-18 頁が資料 3 となっております。議第 1 号の別冊には、各特別支援学校の小学部・中学部毎の選定一覧がございます。御覧いただければと思います。

次に、特別支援学校で使用する教科用図書について、資料 1、資料 2 にそって御説明いたします。初めに、1-14 頁の資料 1 を御覧ください。

い。県立特別支援学校で使用する教科用図書は3種類ございます。1の文部科学省検定済教科書、2の文部科学省著作教科書、3の一般図書であります。特別支援学校に在籍する児童生徒は、その障がいの種類や程度が様々でございます。したがって、より適切な教科用図書を選定することが求められております。知的障がいではない、通常に準ずる教育課程の特別支援学校では、学校が所在する採択地区の結果を参考に検定本を選定しております。

続きまして資料2を御覧ください。学校教育法第34条によりまして、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められており、特別支援学校でも同じように、学校教育法の第82条で準用されています。その上で、教科用図書の使用に関する特例が、学校教育法附則第9条で定められており、先ほどの、いわゆる一般図書が対象となっております。絵本等の図書については、文部科学省初等中等教育局教科書課の作成した一般図書一覧をもとに、本県として平成29年度用一般図書一覧を作成いたしまして、この中から、一般図書を各校が選定しております。選定された一般図書の数は、小学部で発行者40者、図書136種、中学部で発行者44者、図書136種となっております。

次に、採択までの経過でございますが、各特別支援学校での選定におきましては、各学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じたものという基本方針を踏まえまして、各学校に教科書選定委員会を設置し、最終的に校長が選定いたします。その選定状況を、この教育委員会に付議し、決定、採択となります。

議第1号、別冊を御覧ください。各校の選定状況ですが、知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校では、一般図書の選定が中心となっております。知的障がい以外の障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校では、通常の学校に準ずるような形で、単一障がいの児童生徒の場合は、文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。重複障がい、例えば、視覚障がいや聴覚障がいに、知的障がいをあわせ持った子どもさんについては、一般図書の選定が中心となっております。主な選定理由としましては、視覚障がいのある児童生徒の場合、全盲の子ども又は、弱視の児童生徒となりますので、検定済教科書の中から点字訳、あるいは、文字が拡大されている拡大教科書を選定しております。知的障がいのある児童生徒が使用するものとしては、図や写真、絵などの文字以外の視覚情報が豊富なものを選定しております。内容を文章だけでは理解しにくい場合、図や写真等は有効な手がかりとなります。また、文字や写真だけでは興味を引き出すことが難しい児童生徒もおりますので、色彩鮮やかな絵や図、手触りや音の刺激があり、自ら繰り返し手にして学ぶことができるという理由で選定された図書もございます。

最後になりますが、以上のように、各特別支援学校の校長が選定したものを、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図

書の選定となっているかを審査いたしました。その結果が、議第1号の小学部と中学部の教科用図書採択案であります。

以上、教科用図書採択案につきまして、特別支援学校における平成29年度使用教科用図書として御採択をよろしくお願いいたします。

<高校教育課長>

続きまして、東桜学館中学校における平成29年度使用教科用図書について御説明申し上げます。資料の方、1-18にて概要を説明させていただきます。併設型中高一貫教育校の中学校である東桜学館中学校の教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項において、学校ごとに採択を行うものとなっております。1-18では、左側が県立学校での採択の流れ、右側は市町村立義務教育諸学校の採択の流れを示しております。市町村では、各採択地区で設置した採択協議会において教科書の選定を行いますが、県立中学校ではここまでの業務を各学校、この場合は東桜学館中学校で行っているところが大きな違いとなります。東桜学館中学校内に教科書選定委員会を設置し、学校の教科書選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてきたところでございます。

それでは、実際に来年度、県立東桜学館中学校で使用する教科書について御説明いたします。資料は一つ戻っていただき、1-17を御覧ください。選定にあたって、全体的な観点といたしまして、東桜学館の基本理念である「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、探究的な学習や協働的な学習を推進するのに適しているか、それから東桜学館の学習の特色である、充実した理数教育と国際教育を推進するのに適しているか、それから「いのち」の教育など、6教振や本県教育の重点と十分関連付けられているか等を方針とし、「2 教科用図書選定結果」にある教科書を選定したところでございます。

具体的には、いま委員の皆様の前に並んでいる教科書が来年度の東桜学館中学校1年生、2年生でそれぞれ使う教科書の見本でございます。中学校の教科書は、原則4年に1回採択替えをすることとなっております。直近の採択替えは平成28年度使用教科書、昨年度でございました。従って、平成29年度使用教科書は昨年度採択していただいた教科書と同じものを1年生は使い、新2年生はその続きの教科書を使うということになります。ただ、特徴的なところとして申し上げますと、資料1-17の数学にありますように、「中学校数学3」、本来であれば3年生で使う教科書であります。東桜学館におきましては、実際に3年生になった際には、70時間程度高校の教科書を先取りするという予定になっておりますので、中学2年生段階、おそらく冬頃になるかと思っておりますが、中学校3年の教科書を先取りするということが特徴として挙げられるかと思っております。

「教科用図書採択の基本方針」に基づいて校長が選定したものを、担当課で厳正に審査したものであります。以上、よろしく御採択をお願い

いたします。

- <廣瀬教育長> はい。ありがとうございました。それではただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <涌井委員> 特別支援学校の一般図書の件について、各学校で必要と思われるものを自由に選ぶということですが、各学校でどれくらいの冊数が選ばれているのでしょうか。
- <特別支援教育室長> 特別支援学校ごとのリストが別冊となっておりまして、そちらの数だけございます。
- <涌井委員> 結構な数がありますよね。むしろこちらの方が使用する教科書のメインということでしょうか。
- <特別支援教育室長> 知的の障がいを持つ子どもさんにとっては、一般図書が主でございますので、かなりの年代にわたって教科書として一般図書を使用しています。
- 資料1にあるように、教科書は3種類ございます。このうち検定済教科書は通常の学校で使用する教科書ですが、知的の障がいを持つ子どもさんはこのような教科書で学ぶことはできません。ですので、具体的には3の一般図書に置き換えまして、そちらを教科書として使用しているという状況でございます。
- <涌井委員> 検定教科書を作成している業者は、特別支援学校向けの教科書を作成していないということでしょうか。
- <特別支援教育室長> 星本と申しまして、2の文科省著作教科書にはありますが、具体的には、そこまで子どもさんの実態が届いていない状況もございまして。具体的には、発語ができない、文字を読むことができないという子どもさんが多くいます。この文科省著作教科書のレベルまで至らない場合については、一般図書で対応させていただいております。
- <涌井委員> それぞれにお子さんのニーズが多様化していて、なかなか対応できないということでしょうか。
- <特別支援教育室長> はい、そうです。
- <涌井委員> 次に、東桜学館中学校について。数学の授業を先取りするということですが、今の1年生は2年生の学習を先取りはしないのですか。
- <高校教育課長> 1年生のうち、1年生用の教科書を十分学ぶために進度を早めてはいるのですが、その分、単元を深く学ぶというようにしています。中学

校に入学してからすぐに進度をすごく早めるということは難しいのではないかという予想があります。実際は、出来のいい子たちが集まっているようですが、進度が早まった分を深めるという方向で授業時間を割り当てているという状況です。

< 涌 井 委 員 > 2年生でかなりスピードアップするということですか。

< 高校教育課長 > はい。

< 武 田 委 員 > こちらの教科書は2年目になるということですか。

< 高校教育課長 > はい、そうです。例えば「中学生の音楽1」という教科書は、今の1年生も使っていますし、来年の1年生も使うということになります。新2年生は「中学生の音楽2・3」の上下巻を、これは2年生、3年生で使用するものになりますが、そちらを使用することとなります。

< 武 田 委 員 > 今年度も同じものを使っているということですか。

< 高校教育課長 > そうです。今年度の1年生も、いまこちらに並んでいる1年生用の教科書を全部使っています。

< 武 田 委 員 > 変えてはいないということですね。

< 高校教育課長 > はい。会社を変えるというのは4年ごとになっておりますが、毎年採択するということになっております。

< 武 田 委 員 > こちらの教科書は東桜学館の取組みに沿っているということですね。

< 高校教育課長 > はい。やはり、普通の中学校と比べ、選抜された生徒が入学していますので、そういった意味では、補充的な教材をたくさん使用したり、あるいは探究型ということで課題を与えながら、その課題について共同で学んだりという時間を織り交ぜながら、教科書から離れた部分もだいたいやっているということも聞いております。

< 廣 瀬 教 育 長 > ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 廣 瀬 教 育 長 > 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

< 廣 瀬 教 育 長 > 次に、議第2号「平成29年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

はい、それでは資料2-1と2-2を使いまして御提案申し上げます。平成29年度、来年度の中学校の入学者募集についてでございます。東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫教育校として、本年度開校したわけでありまして、2年目を迎えます平成29年度の入学者選抜基本方針につきましては、昨年8月の教育委員会において決定し、公表しているところであり、その基本方針に基づきまして正式に募集公告を行うものでございます。なお、平成28年度の入学者募集から曜日を固定しておりますので、日付等の変更はございますが、内容についての変更はございません。

あらためまして、2-2を使い御説明いたしますと、募集につきましては、33名掛ける3学級の99名。男女別の内訳は同数程度としております。志願資格としましては、来年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者が基本であります。1の(2)に県外から受検する場合に、教育長が志願を特別に承認する例が載っております。通学区域につきましては、県下一円としております。出願に必要な書類については御覧のとおりであり、提出の期間は、平成28年11月28日から12月2日午後3時までとしております。「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてでございますが、選抜資料は小学校等が作成する調査書、それから県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接を用いることといたします。その実施日は平成29年1月7日土曜日とし、県立東桜学館中学校・高等学校を会場として実施いたします。選抜結果通知書は1月12日木曜日の午後3時に発送する予定としております。「5 その他」にございます通り、9月下旬に完成する予定の入学者選抜実施要項でその他の細かいところをお示しし、10月1日、2日に実施する中学校入学者選抜の説明会で、生徒、保護者へ周知してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたしますとともに、御承認いただいた後は、8月30日発行の県公報に登載し、募集を公告する予定としてございます。以上でございます。

<廣瀬教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

特になければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第3号「平成30年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

それでは、資料の3-1と3-2でございます。平成30年度山形県

立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について御提案申し上げます。

第3期生の入学者募集、つまり現在の小学校5年生を対象とするものでございます。昨年8月に今年度実施分を決定していただきましたが、毎年8月にその年度の募集公告と同時に、その次の年度の基本方針を決定していただくという運びにしているところでございます。

平成29年度の基本方針からの変更点でございますが、曜日固定をしている関係上、日付が若干変わるということで、試験日が平成30年1月6日土曜日となり、募集期間も平成29年11月27日から12月1日までと日付が1日ずつ早まるということになります。その他、若干の文言の精査による変更はございますが、基本方針の内容に関して変更したところはございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

<廣瀬教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<武田委員> 志願資格としては、特別支援学校の小学部も対象とするということですが、試験については、そのようなお子さんに特別に配慮するということはあるのでしょうか。

<高校教育課長> 障がいの程度によりますが、例えば若干拡大しないと問題が読みにくいということがあれば、拡大問題を作成して受検してもらうということなどは、高校の入学者選抜でも実施しますので、そういった配慮は考えたいと思っております。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第4号は秘密会にて審議 》

## ⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1030回教育委員会を閉会いたします。